

【認定第2号】

令和元年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

反対理由の1点目は、国民健康保険料の賦課限度額が毎年度のごとく引き上げられ、令和元年度の医療分、後期高齢者支援分に介護分を加えた保険料全体の賦課限度額は96万円であり、所得600万円程度の対象世帯にとって保険料は15%も占めることになり、被保険者の負担の限界を超えていると考えるからであります。

2点目は、基本的に当初予算の場合と同じ理由によります。予算案の質疑において、当時執行部は、「来年度1人当たりの保険料は、単純に言えば1万1千円程度高くなるため、保険料率の本算定の際は財政調整基金を活用し、保険料上昇の抑制を図る」という予算編成方針を明らかにされました。これに対し私は、保険料上昇の抑制を図ると言われるが、平成31年度予算のどこにも執行部の方針を読み取ることができず、執行部の方針を反映した予算案であるとは言い難いとして予算案に私は反対しました。

決算を見れば、当初予算との比較において、保険料収入が約1億5千万円余り減額となる一方、財政調整基金からの繰入が約1億2千万円余り増額となっており、本決算がおおむね、当初予算時に確認した執行部の予算編成や保険料率設定の考え方に基づき執行されたものであることは確認できたと考えています。

しかし、当初予算どおり執行された結果としての決算であると考えからこそ、私は本決算に賛成するわけにはいきません。なぜなら私は、当初予算編成時に決算数値に近い予算案を示すことは可能であると考えているからです。被保険者数や被保険者の年間所得、あるいは保険料の収納率など、いずれも毎年度、執行部は把握してきた数字であり、長年の蓄積により誰が推計してもそんなに大差はない結果が予測される項目です。それができないとする執行部の答弁の裏には、当初予算に財政調整基金からの繰入金を極力計上したくないという執行部と島根県の本音が見てとれるように私には思います。

しかし、5月の国保運営協議会に執行部が考えている保険料率を諮問し、諮問どおりの答申を受けようとするれば、今回で言えば、当初予算に9千万円程度の財政調整基金からの繰り入れによる財源確保が必要であり、実際に計上された1千万円の繰り入れでは財源不足であることは明らかです。

以上、執行部の方針が反映されていない予算に基づき執行された結果としての決算には賛成するわけにはいかないということを重ねて申し上げて、併せて、執行部には、当初予算編成のあり方についていま一度検討されるよう提言をし、討論を終わります。